# 補助期間と金額の考え方

4月　8月　3月　4月　3月　4月　7月　9月　3月

令和7年度　令和8年度　令和9年度

**例１：令和7年8月23日から令和9年10月10日まで治療を受けた方々で、令和7年8月23日の治療分から助成を開始した場合**

〇を治療日とします。

→ この期間が補助期間となります。

**補助期間の始期 ： 令和7年8月23日の属する月、すなわち令和7年8月が「補助開始月」(始期)となります。**

| 補助年度 | 補助1年度目 | 補助2年度目 | 補助3年度目 |
|---|---|---|---|
| 対象期間 | R7年8月～R8年2月<br>診療分(7か月) | R8年3月～R9年2月　診療分(12か月) | R9年3月～R9年7月<br>診療分(5か月) |
| 補　助　額 | 3万円 | 5万円 | 2万円 |

補助1年度目が12か月に満たなかった場合、残りの月数を延長します。(補助額は5万円に満たなかった残りの額が上限となります。)
例の場合、1年度目が7か月ですから、3年度目は5か月(12か月−7か月)になります。補助額は2万円(5万円−3万円)が上限です。

**例２：令和7年8月23日から令和9年10月10日まで治療を受けた方々で、令和8年8月11日から9月20日まで治療を中断した場合**

〇を治療日とします。

中断期間 2ヶ月

→ この期間が補助期間となります。

**補助期間の始期 ： 令和7年8月23日の属する月、すなわち令和7年8月が「補助開始月」(始期)となります。**
**補助期間の終期 ： 補助開始月から起算し中断期間の2か月間を除いて2年間、すなわち26か月目に当たる令和9年9月末日が終期となります。**

| 補助年度 | 補助1年度目 | 補助2年度目 | | | 補助3年度目 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 対象期間 | R7年8月～R8年2月<br>診療分(7か月) | R8年3月～R8年7月<br>診療分(5か月) | 中断期間<br>2か月 | R8年10月～R9年2月<br>診療分(5か月) | R9年3月～R9年7月<br>診療分(5か月) | 中断期間<br>2か月 |
| 補　助　額 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | 2万円 | 2万円 | 1万円 |

長期治療や長期入院を必要とし、治療を中断せざるを得ないと医師が判断した場合、その中断月数(日割り計算ではなく、月単位で考えます。)を補助最終年度に延長します。補助額も繰り越します。
例の場合、2か月間中断しましたので、3年度目は2か月延長され、7か月(5＋2)になります。補助額は3万円(2＋1)が上限です。

# 補助期間と金額の考え方

**例3**：令和7年8月23日から令和9年10月10日まで治療を受けた方々で、令和7年8月23日の治療分から助成を開始した場合

補助期間の始期 ： 令和7年8月23日の属する月、すなわち令和7年8月が「補助開始月」(始期)となります。

| 補助年度 | 補助1年度目 | 補助2年度目 |
|---|---|---|
| 対象期間 | R7年8月～R8年2月<br>診療分(7か月) | R8年3月～R9年2月　診療分(12か月) |
| 補　助　額 | 5万円 | 3万円 |

補助1年度目が12か月に満たなくても、補助額が上限5万円となった場合、残りの月数の延長はありません。例の場合、1年度目が5万円に達していますので、補助期間は2年度目で終了となります。
また補助2年度目が5万円に満たなくても、補助期間が12か月に達してますので、補助3年度目分の延長もありません。

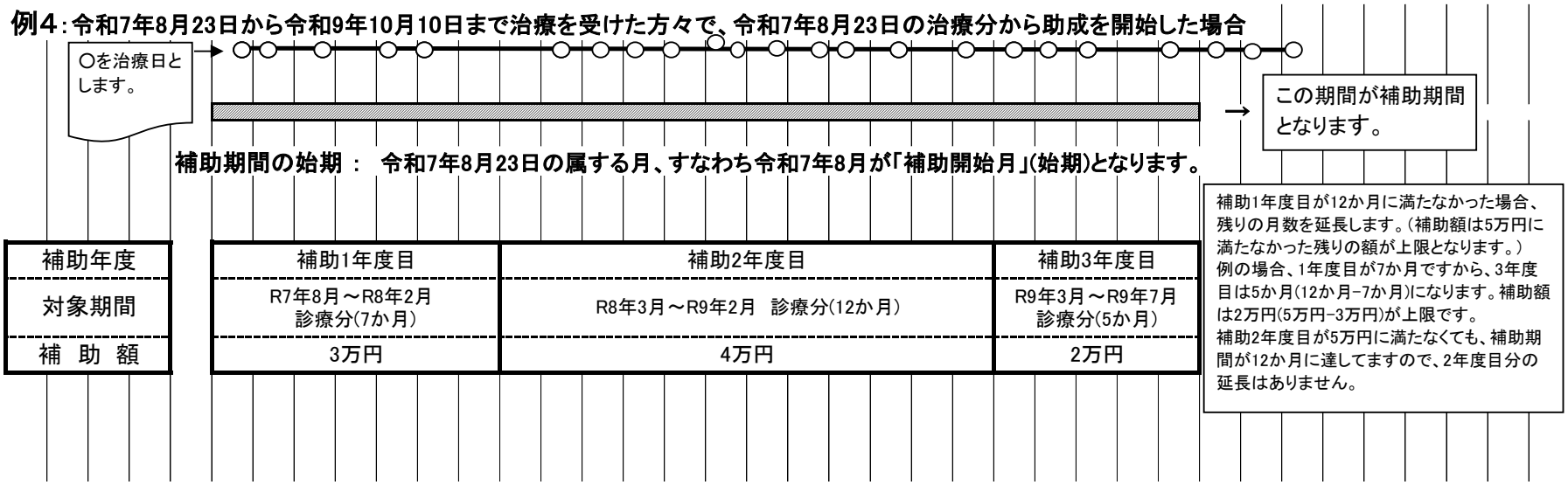


**例4**：令和7年8月23日から令和9年10月10日まで治療を受けた方々で、令和7年8月23日の治療分から助成を開始した場合

補助期間の始期 ： 令和7年8月23日の属する月、すなわち令和7年8月が「補助開始月」(始期)となります。

| 補助年度 | 補助1年度目 | 補助2年度目 | 補助3年度目 |
|---|---|---|---|
| 対象期間 | R7年8月～R8年2月<br>診療分(7か月) | R8年3月～R9年2月　診療分(12か月) | R9年3月～R9年7月<br>診療分(5か月) |
| 補　助　額 | 3万円 | 4万円 | 2万円 |

補助1年度目が12か月に満たなかった場合、残りの月数を延長します。(補助額は5万円に満たなかった残りの額が上限となります。)
例の場合、1年度目が7か月ですから、3年度目は5か月(12か月-7か月)になります。補助額は2万円(5万円-3万円)が上限です。
補助2年度目が5万円に満たなくても、補助期間が12か月に達してますので、2年度目分の延長はありません。